



## 2014年 4月

## 一般財団法人 上越環境科学センター

今年も4月4日からここ上越市の高田公園では『高田城百万人観桜会』が開催されました。南から北上してきた桜前線も観桜会の開催期間中に上越地方に到着し、4月20日の閉幕に合わせて桜吹雪とともに通り過ぎていったようです。



『日本三大夜桜』のひとつに数えられる高田公園の桜、ご覧になられましたでしょうか。

さて、JEC ニュース 2014年4月号では、「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理について」、「土壌の汚染に係る環境基準についての一部改正について」、「埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部を改正する省令案について」をご紹介します。

### 1. 地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理について

平成26年3月4日『地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する講習会（環境省主催）』に参加してきました。この講習会は、地下水汚染の効果的な未然防止を図るため平成24年6月1日より改正施行されている「水質汚濁防止法の一部を改正する法律（以下「改正水濁法」と言う。）」への効率的・効果的な対応を支援するため開催されたものです。

改正水濁法においては、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられております。

法施行時に既に設置されていた施設については、法施行後3年間は一部の構造基準の適用が猶予されていますが、今後、この期間の終了する平成27年5月末までに構造基準適合の対応が必要となります（非適合の場合、罰則が適用されることがあります）。

A 基準、B 基準及び C 基準の関係		
	改正水濁法施行後 3 年間 (平成 27 年 5 月末)	改正水濁法施行後 3 年以降 (平成 27 年 6 月以降)
新設の施設	A 基準のみが適用される	
既設の施設	C 基準 ※構造基準等が適合していれば、A 基準及び B 基準が適用可能	B 基準 ※構造基準等が適合していれば、A 基準が適用可能
<p><b>A 基準：</b>新設の施設を対象とした措置 新設の施設を対象とした構造等に関する基準を基本として、基準の内容を構成する。これらの基準に適合していることを、基準の内容に応じて設定される定期点検によって確認する。</p> <p><b>B 基準：</b>既設の施設を対象とした措置 既設の施設に対する構造等に関する基準とする。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容を A 基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本とする。</p> <p><b>C 基準：</b>既設について改正水濁法の施行後 3 年間で適用できる措置 既設の施設については、改正水濁法施行後 3 年間は構造等に関する基準の適用が「猶予されることから、当該期間では、定期点検のみが適用される。このため、構造等に関する基準に適合していない場合を想定し、新たな設備の設置や施設の改良、改造等の工事は必ずしも求めているものの、基本的には、新設の施設を対象とした基準及び既設の施設を対象とした基準に対応する定期点検の内容よりも、点検頻度を高めるなど、定期点検の内容はより充実したものとする。ただし、可能な点検手法が構造や設備の条件から限られる場合には、それを配慮した内容となっている。</p>		

既設の施設では平成 27 年 6 月以降 B 基準以上に適合する必要があるが、改正水濁法には対応方法など細かく規定されておりませんが、その運用責任や説明責任は特定施設の管理者にあるとされています。特定施設設置事業者として地下水汚染を起こさない、起きていないことを確認しておく必要があります。

それには、平成 25 年 6 月環境省が公開している『地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル』の対応事例などを根拠として構造等に関する基準への適合を図ることが必要と感じました。

## 2. 1,1-ジクロロエチレンの基準値の改正について

### (1) 土壌の汚染に係る環境基準の一部改正

平成 21 年 11 月に、水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更されました。この中で 1,1-ジクロロエチレンは、検液 1L につき 0.02mg/L から 0.1mg/L 以下に変更されました。

これらを踏まえ、中央環境審議会の答申を踏まえて土壌の汚染に係る環境基準が見直されることとなりました。改正内容は以下のとおりです。

項目名	改正前	改正後
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg/L 以下	検液 1L につき <b>0.1mg/L 以下</b>

改正告示は、平成 26 年 3 月 20 日から施行されております。

なお、中央環境審議会において土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しも行われており、上記項目についても今後同様の改正が行われる見通しです。

### (2) 埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部を改正する省令案について

平成 23 年 10 月に、「排水基準を定める省令」が改正され、1,1-ジクロロエチレンの排水基準が改正されました。これを踏まえ、水底土砂等を海洋投入処分する際に当該土砂に含まれる 1,1-ジクロロエチレンの基準を見直すため、「埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」の改正が検討されています。予定されている改正の内容は以下のとおりです。

#### 別表第 1 関係

項目名	改正前	改正後
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.2mg/L 以下	検液 1L につき <b>1mg/L 以下</b>

#### 別表第 2 関係

分類	項目名	改正前	改正後
廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理例別表第 5 の 14 の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.2mg/L 以下	検液 1L につき <b>1mg/L 以下</b>

改正施行期日は、平成 26 年 6 月 1 日が予定されております。

### 一般財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL:025-543-7664 FAX:025-543-7882

E-mail: info@jo-kan.or.jp

URL: http://www.jo-kan.or.jp

担当:業務一課/柁木・森

#### 【編集—ロメモ】

ここ最近のマスメディアをとおして発信される情報には、偽装、捏造等、汚れたイメージのキーワードが多く見られますが、弊センターは引き続き皆様方からの厚い信望に応えられるよう、「信頼性の高い結果」を提供していくと共に、皆様方に役立てて頂ける的確な情報を発信できるよう努力して参ります。(by K.M)

ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いです。

編集担当:柁木